

令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託
仕様書

1. 業務の目的

当財団で継続的に実施しているテーマ性のある地域ブランディング（※）をもとにした市場マーケティング活動のうち、ポータルサイトおよび SNS による市場コミュニケーションによる観光需要づくり（ツーリズムデスティネーションマーケティング活動）を行うことを目的とする。

※テーマ性のある地域ブランディングは「お茶の多様性のある地域」を軸に、「日本一深い駿河湾の恵みとそれを享受し暮らす人と生活」、「今川・徳川から続く伝統・文化」を含むもの。

2. 業務概要

当財団のポータルサイト「Visit SURUGA（表 1）以下「本サイト」」を運営する。さらに SNS（表 1、以下「本 SNS」）を活用し、本サイトへの流入を図る。

- (ア) SNS 等を活かした本サイトへの流入増加および旅への決心につながるコンテンツづくり
- (イ) サイト内の回遊性向上、直帰・離脱率の低下を抑制する取り組み
- (ウ) 日本語・英語・中国語（繁体）での運用
- (エ) 信頼性が高く運用に支障のないサーバーの使用
- (オ) コンテンツ・マネジメントシステム（CMS）の継続した使用
- (カ) SEO 対策の実施
- (キ) セキュリティ対策の実施
- (ク) データ分析と報告の実施
- (ケ) 当財団と、また、当財団が契約するツーリズムデスティネーションマーケティング、デジタルマーケティング専門事業者やメディアマーケティング事業者と協力した事業の実施
- (コ) 事業報告書の作成（3ヶ月に1回）

表 1 運営対象のポータルサイトおよび SNS

3. 仕様の詳細

ポータルサイト Visit SURUGA	日本語 英語 中国語 （繁体）	県外および海外マーケット向け	https://www.visit-suruga.com/	・新規作成:最大 20 コンテンツ ・既存の改修:最大 50 コンテンツ ・既存コンテンツのキャッチコピーの作成:最大 65
Instagram Visit SURUGA	日本語	県外マーケット向け	https://www.instagram.com/visit_suruga.jp/	それぞれ 4 投稿以上/月
	英語	海外マーケット向け	https://www.instagram.com/visit_suruga_travelguide/	
	中国語 （繁体）	海外マーケット向け	https://www.instagram.com/visit_suruga.tw/	
Facebook Visit SURUGA	中国語 （繁体）	海外マーケット向け	https://m.facebook.com/visit_suruga.tw/?ref=py_c	
Instagram Suruga_traveler	日本語	県内および近県マーケット向け	https://www.instagram.com/suruga_traveler/	

(ア) SNS 等を活かした本サイトへの流入増加および旅への決心につながるコンテンツづくり

- 本 SNS は以下のとおり運営する。
 - － 拡散やフォロワーの増加に効果的な #（ハッシュタグ）を適宜用い、
「#visitsuruga」は必ず用いる
 - － 投稿に対するコメントおよびダイレクトメールには返信を行い、ユーザーとのコミュニケーションを図る
- 本 SNS のほか当財団が運営する他の SNS から本サイトへの流入を高めるよう他事業者との連携を図る。さらに流入した旅行者が旅への決心につながることを意識したコンテンツ作りを行う。
- 契約当初に KPI（※）の達成計画を作成し、達成に向けた実施計画を提出すること。（※）PV 数、直帰率など
- 当財団が運営する SNS 間で連動した効果的な情報発信を実施し、相乗効果を図ること。
- 既存掲載スポットについて、情報の充実等を図り UI/UX の強化を図ること。
- 日本のみならず、世界的に個人旅行（FIT）化が進んでいること、コロナ禍における旅行市場を分析し、モデルコース、地理、施設、食、文化、アクティビティ、イベント、旅行者に関係する情勢等のトピックから、それぞれ適切なものを選択すること。
- 掲載スポット等の作成にあたっては、原則として受託者が必要な情報・画像・映像を収集すること。また、掲載許可も受託者が全て取得すること。

(イ) サイト内の回遊性向上、直帰・離脱率の低下を抑制する取り組み

- Windows、Firefox、Google Chrome、Mac Safari、iPhone、Android 等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。
- UI/UX の改善は常に行い、本サイト利用者にとって魅力的かつ印象的であるとともに、視覚的、直感的に理解しやすく、使いやすい構成とすること。
- 掲載内容や画像の選定にあたっては、それぞれの言語を使用する観光客の視点を取り入れる工夫を提案し、実施すること。
- PC 版の他、スマートフォン（モバイル端末）で閲覧した際にも閲覧しやすいよう、レイアウトや画像を工夫すること。
- 本サイトに使用する写真・動画・イラスト等のビジュアル素材（以下「素材」という。）は、圏域の公式サイトに相応しく、それぞれの言語の観光客に対して、魅力が効果的に伝わるクオリティを有するものとする。
- 当財団が保有する利用可能な素材は受託者へ提供するが、これに加え適宜撮影、制作、提供依頼および購入等を行い質の高い素材を収集すること。
- 取材時は、専門分野として経験のあるカメラマンの起用等により、それぞれの言語を使用する観光客の目線で撮影を行うこと。
- 素材の画質は、可能な限り、デジタルサイネージや印刷等での使用を想定したものとする。
- サイトトップの画像は、テーマ性のある地域ブランディングの趣旨を十分に理解し、魅力的なものを使用すること。なお、画像のサイズはスマートフォンでも適切に表示されるものとする。

(ウ) 日本語・英語・中国語（繁体）での運用

- それぞれの言語を使用する観光客の視点を取り入れる工夫を提案し、各事業を実施すること。
- 日本政府観光局（JNTO）サイトとの連携を図ること。

- 言語の翻訳にあたっては、翻訳実務経験を十分に有した翻訳能力の高い翻訳者を選定し、それぞれの母国語である翻訳者によるネイティブチェックを行うこと。

(エ) 信頼性が高く運用に支障のないサーバーの使用

- 公式ウェブサイトを格納するサーバーは、信頼性が高く運用に支障のない規模であること。
- 業務期間内におけるサーバー使用料は、受託者が負担するものとする。
- 現在稼働中サーバーを継続稼働する場合には、ジャパン・トラベル株式会社に確認すること。

(オ) コンテンツ・マネジメントシステム（CMS）の継続した使用

- CMS にて表示するコンテンツの編集等を可能にすること。
- 本サイトで提供されている（a）閲覧者向け機能および（b）発注者向け機能について、令和 8 年 4 月 1 日以降も継続して利用可能とすること
- 発注者向け機能として提供されている CMS の一部については、開発者であるジャパン・トラベル株式会社に著作権等が留保されるため、新規機能の追加等を必要とする場合は、権利者に確認すること。

(カ) SEO 対策の実施

- キーワード検索の際に上位に表示されるよう、最新の情報を踏まえて、適切な検索エンジンの最適化の工夫を行うこと。
- 適切な検索ワードを全コンテンツに対し各言語で追加すること。

(キ) セキュリティ対策の実施

- 公式ウェブサイトへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防するとともに、万が一障害が発生した際にその影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- 第三者によるサーバーへの不正アクセス等により、改ざんや消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに担当者へ報告すること。

(ク) データ分析の実施と報告

- Google Analytics 等を用いて本サイトのアクセス情報の収集と分析を行い、四半期ごとに報告すること。
- (ア)に定める KPI の到達状況、今後の方針等について 報告書を作成し、四半期ごとに報告すること。
- 報告には、ユーザー属性およびユーザーの興味・関心・傾向の分析およびサイト運営の改善案も含めること。
- 当財団および当財団デジタルマーケティング専門事業者から求められたときは、速やかに、アクセス情報等データを提出すること。

(ケ) 当財団と、また、当財団が契約するツーリズムデスティネーションマーケティングやデジタルマーケティングの専門事業者と協力した事業の実施

(コ) 事業報告書の作成

- 実施した事項および今後の計画について簡潔な報告書を 3 ヶ月ごとに作成する

4. その他の提案

- 本事業の目的・目標を効果的・効率的に達成するために独自提案があれば示すこと。
- 独自提案がある場合には、実施に要する費用についても、本事業の委託費に含めること。

5. 特記事項

- 本業務において制作されたウェブサイト、当財団に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、当財団に帰属する。
※ただし、受託者のビジネスモデルおよびノウハウに属するものを除く
- 受託者は、当財団に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合についても著作権人格権を主張しないこと。
- 成果物については、当財団の二次利用および第三者への提供（以下「二次利用等」という。）が想定されることから、受託者は必要に応じて、可能な限り関係者から利用許諾を得ること。また、当該利用許諾の管理と報告を適宜行い、報告には申請先担当者情報および二次利用等の可否を明確にした管理表データを Excel で作成し、当財団へ提出すること。
- 上記の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権等およびその他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

6. 疑義

本仕様書に定めのない事項および業務上の疑義が生じた場合、両者協議の上決定するものとする。

7. 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

8. 成果物の納品

- ① 内容
(ア) 委託業務完了報告書
- ② 期限
事業終了後 10 日以内